

## 社会福祉法人 緑峯会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 緑峯会（以下「当法人」という）定款第8条、第21条及び第30条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、第三者委員並びに運営協議会委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員に対しては、報酬、賞与及び退職手当を支給する。ただし、当法人の職員を兼務する常勤役員に対しては、正職員賃金・退職金規程に基づく職員給与、賞与及び退職金を支給し、役員の報酬等を支給しないものとする。
- (2) 非常勤役員等に対しては、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 役員等の報酬額及び支給基準は、評議員会の決議を経て理事長が定める。

### (常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、別に定める正職員賃金・退職金規程第27条の規程に準ずる額
- (5) 職務のため出張したときは、別に定める役員等旅費規程に基づき、交通費・宿泊費・日当・その他を支給する。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額  
但し、兵庫県内在住者には、交通費を支給しない。  
兵庫県外在住者には、交通費の実費を支給する。  
また、報酬は、所得税法に定める税額を控除して支払うものとする。
- (2) 職務のため出張したときは、別に定める役員等旅費規程に基づき、交通費・宿泊費・日当・その他を支給する。

#### (報酬等の支給方法)

- 第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
- (1) 報酬については、毎月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、正職員賃金・退職金規程第9条に準じた日とする。
  - (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
  - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬及び実費弁償額は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

#### (報酬等の日割り計算)

- 第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
  - 3 月の中途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日に日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

#### (端数の処理)

- 第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
  - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

#### (公表)

- 第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

## 付 則

1. この規程は、平成29年4月1日より適用する。

尚、平成19年2月1日に制定した「役員及び評議員の報酬等に関する規程」について廃止する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000円 (日額 25,000円)
専務理事	月額 400,000円 (日額 20,000円)
理事	月額 340,000円 (日額 17,000円)

但し、上記の月額報酬の1.5倍までを上限額として支給することができる。

別表2 (常勤役員の賞与)

7月の賞与	報酬月額×2.0か月分
12月の賞与	報酬月額×2.0か月分

別表3 (常勤役員の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

原則として、係数は法人への貢献度に応じ以下の基準による。

- ・理事長 1.0以上2.0以内
- ・専務理事 0.5以上1.0以内
- ・理事 0.2以上0.5以内

在任年数は就任時より通算する。但し、他の退職金及び退任慰労金等の算定期間は除く。

別表4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額報酬
評議員会への出席	17,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	17,000円

( 2 ) 理事

	日額報酬
理事会等会議への出席	1 7 , 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 7 , 0 0 0 円

( 3 ) 監事

	日額報酬
監事監査等への出席	1 8 , 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 7 , 0 0 0 円

( 4 ) 第三者委員

	日額報酬
第三者委員会への出席	1 5 , 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 5 , 0 0 0 円

( 5 ) 運営協議会委員

	日額報酬
運営協議会への出席	1 6 , 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 6 , 0 0 0 円